

手続説明書

(下水)

排水設備工事の事業の廃止・休止・再開

1 事業の廃止・休止・再開の届出

提出書類
<input type="checkbox"/> 排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書（様式第6）
<input type="checkbox"/> 排水設備指定工事店証
※廃止又は休止の場合のみ

2 その他の手続

排水設備工事の事業を廃止し、休止し、又は再開するに当たっては、次の事項にも注意してください。

- ・事業の廃止の場合には、排水設備工事責任技術者の変更の届出又は登録の抹消の申請をすること。
- ・休止した事業を再開する場合において、指定を受けた事項に変更がある場合には、指定事項の変更の手続を行うこと。

